

令和7年12月2日以降の医療機関受診は資格確認書の提示を！

令和6年12月2日以降組合員証等の発行を終了し、マイナ保険証への移行となっています。

これまで（令和6年12月2日から令和7年12月1日までの間）については移行期間として、医療機関受診の際は発行済みの組合員証等、マイナ保険証または資格確認書のいずれかを提示することとなっていました。これから（令和7年12月2日以降）についてはマイナ保険証または資格確認書のいずれかを提示していただくこととなります。

お持ちの組合員証等については回収の必要はありませんので、ご自身で破棄していただくようお願いします。

令和7年12月2日以降の医療機関受診について
資格確認書の提示により受診していただけます。



資格確認書の取扱いに係る注意事項について

- ・今回発行の資格確認書の有効期限は5年です。（任意継続組合員等他の事由により5年より前に資格喪失する場合はその日が期限となります。）

資格確認書の有効期限内に公立学校共済組合の組合員又は被扶養者でなくなった場合は速やかに資格確認書を公立学校共済組合三重支部へ返納していただくようお願いします。

- ・紛失等の際は再交付の申請をお願いします。

紛失や印字が不鮮明となった場合等、資格確認書の再交付が必要な場合は当支部ホームページ掲載の様式「再交付申請書」の提出をお願いします。※

※ 再交付申請時に当支部によりマイナ保険証の有効が確認できた場合は原則マイナ保険証を利用していただくこととなりますので、再交付はいたしません。